

## 指 示

令和2年1月17日

富岡町長 殿

写) 福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所  
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

### 記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、富岡町において設定された帰還困難区域のうち別紙に記載する区域については、平成30年12月21日に原子力災害対策本部において決定した『特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて』における避難指示解除の要件を満たすことから、令和2年3月10日午前6時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上

## 富岡町

帰還困難区域	<p>県道夜ノ森停車場線 (字夜の森南一丁目1番2地先から字夜の森北二丁目8番2地先まで)</p> <p>町道夜の森桜通り線 (字夜の森北一丁目34番1地先から字夜の森北二丁目23番19地先まで)</p> <p>町道都市計画4号線 (字夜の森北一丁目41番1地先から大字本岡字清水前10番11地先まで)</p> <p>町道坊小屋桜通り線 (字夜の森南二丁目11番2地先から字夜の森北二丁目23番18地先まで)</p> <p>町道夜の森区画街路2号線 (字夜の森北一丁目67番地先から同地先まで)</p> <p>町道夜の森区画街路13号線 (字夜の森北一丁目98番4地先から字夜の森北一丁目98番1地先まで)</p> <p>町道夜の森区画街路17号線 (字夜の森北二丁目8番2地先から同地先まで)</p> <p>町道夜の森区画街路34号線 (大字本岡字新夜ノ森13番5地先から大字本岡字新夜ノ森12番4地先まで)</p> <p>第三大管こ線道水路橋</p> <p>富岡町大字本岡字新夜ノ森 12番地5、12番地6(13番地5、13番地7、13番地8に隣接する区域に限る)、13番地5、13番地7、13番地8</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域</p>
--------	--